

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の一部を改正する法律案について

1.ねらい

- ✓ 学校運営協議会を通じて、学校運営に地域住民や保護者が参画することにより、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを実現。
 - 地域の力を学校運営に導入することを通じて学校運営の活性化を図る。
 - 地域住民や保護者の参画により校長の学校経営を支援。
 - 外部講師やボランティアの依頼等、地域の協力を得やすい環境を構築。
 - 家庭に対する要望等を通じて、学校と家庭の適切な役割分担を実現。

2.概要

教育委員会が、学校を指定して、学校運営協議会を設置。その委員は地域住民や保護者等から、教育委員会が任命。

学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行う。

学校運営協議会は、教職員の任用に関して任命権者である教育委員会に意見を述べ、教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

一部を改正する法律案の概要（骨子）

公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域の住民、保護者等が学校運営に参画する学校運営協議会を設置できるようにするための所要の改正を行う。

- (1) 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校（以下「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとする。
- (2) 学校運営協議会の委員については、教育委員会が任命するものとする。
- (3) 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならないものとする。
- (4) 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができることとする。
- (5) 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができることとする。
- (6) 当該学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、学校運営協議会の意見を尊重するものとする。
- (7) 教育委員会は、指定学校の運営に現に著しい支障が生じていると認められる場合等は、指定を取り消さなければならないこと。
- (8) その他所要の事項についての規定を置くこと。
- (9) この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。